

5三鷹七小発第201号

令和6年3月1日

三鷹市教育委員会 様

学園・学校名 三鷹中央学園三鷹市立第七小学校
校長名 上原義人



令和6年度教育課程について（届）

このことについて、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学園の教育目標

地域や自他を愛し、自らの未来を主体的に切り拓く、自立した児童・生徒を育成する。

～めざす学園生像～

○すすんで学ぶ人（相手の考えを生かし自分の考えを広げ深める力）

○感謝と思いやりの心をもつ人（伝え合う力を高め、自分も相手も大切にすること）

○たくましい心と体をもつ人（すすんで心と体の健康を大切にすること）

○地域・社会に貢献する人（自分を受け入れ、他者のやさしさを理解する心と社会とのつながりを大切にすること）

(2) 学園の教育目標を達成するための基本方針

児童・生徒が自らの幸せな人生とよりよい社会の創造に向けて（個人と社会のウェルビーイングの実現）「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できるような環境づくりに努め、育てたい資質・能力を明確にするとともに、「三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）」及び「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」を踏まえ、小・中学校9年間の連続性・系統性のある教育活動を推進する。

また、令和5年度改訂したアクションプラン「中央学園スマイルアクション！」（以下「アクションプラン」という）を多方面に周知するとともに具体的なアクションを構築していく。また、地域人財の活用や地域を題材にした豊かな学びづくり等を通じて、地域・保護者と教育目標の共有を図りながら学校教育への理解・協力、参加・参画を促し、児童・生徒が社会と自己との関わりを意識して学ぶことができるようにし、「社会に開かれた教育課程」の実現に努め、地域との協働による特色ある学園づくりを推進する。

具体的には、次のように推進していく。

ア すすんで学ぶ人

【育てたい資質・能力】相手の考えを生かし自分の考えを広げ深める力

「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」に基づき、「三鷹中央学園小・中一貫カリキュラム」の見直しを行い、義務教育9年間の連続性と系統性のある指導、教科等横断的な指導の更なる充実を図る。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進を図り、児童・生徒の自立した学びを支援する。また、家庭・地域の理解を得、連携を深め、児童・生徒の学びの拡充を図る。

イ 感謝と思いやりの心をもつ人

【育てたい資質・能力】伝え合う力を高め、自分も相手も大切にすること

9年間の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を推進し、感謝と思いやりの心を育む。

ボランティア活動等の体験的活動を重視し、地域と連携した活動や学園内の多様な交流活動を展開することにより、あいさつや言葉を大切にすること、自己理解・自己受容につなげ、児童・生徒の自己有用感を育む。

また、人と関わる力及びコミュニケーション能力の育成を図り、互いの立場を尊重しながら認め合い協力する態度を育む。

ウ たくましい心と体をもつ人

【育てたい資質・能力】すすんで心と体の健康を大切にする態度

体育・健康教育や食育を推進するとともに、小・中学生の交流活動、小学生同士の交流活動を充実させ、自己の課題を見つけ目標をもって努力・協力する心、自律・自立できる心を育む。

また、各校の体力調査等における課題を踏まえ、小・中教員が連携を図り、家庭や地域の協力を得、体力・運動能力向上や健康推進並びに令和4年度の研究成果を踏まえた食育の推進のための活動を更に充実させ、児童・生徒に望ましい生活習慣及び運動習慣を身に付けさせる教育活動を推進する。

さらに、「学校2020レガシー」の取組を継続して行い、運動を「する」ことはもちろん、「ボランティアマインド」、「障がい者理解」、「豊かな国際感覚」等の資質・能力を育成する。

エ 地域・社会に貢献する人

【育てたい資質・能力】自分を受け入れ、他者のやさしさを理解する心と
社会とのつながりを大切にする態度

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の特性を生かして、地域人財や地域環境を活用した教育活動を推進し、児童・生徒自身が地域・社会との関わりをもちながら自己の生き方を考えることができるよう、地域資源を活用した生き方・キャリア教育を推進する。地域や自他を愛し、自らの未来を主体的に切り拓く自立した児童・生徒の育成を図るとともに、地域・社会に貢献する心や態度を育む。

また、児童・生徒、家庭が地域行事や地域のボランティア活動に積極的に参加するよう学校が協力することで、地域との交流をより深めながら自己肯定感、自己有用感を育む。特に、本学園の特色である地域・家庭と協働した9年間の防災教育については、「自分の命は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という自助、共助の考えのもと、取組を一層推進する。

オ 特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導については、個別指導計画・個別の教育支援計画を作成して校内委員会の充実を図るとともに、教育支援コーディネーターを中心にして、小・小及び小・中の連携を密にしながら、個別の課題に対応できるようにする。

カ 学習指導要領の趣旨に基づく教育活動、学園の特色ある教育活動の実施過程における児童・生徒の姿を学校・地域・家庭が共有するように努め、三者が一体となった「チーム三鷹中央学園」として、これからの時代に求められる資質・能力の育成を踏まえた「めざす学園生像」を追求していく。

(3) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校としての重点

ア 「三鷹市教育ビジョン2022(第2次改定)」の考えのもと、コミュニティ・スクール委員会を核に、学校と地域との協働を推進する。特に、防災教育については、9年間の系統的な防災教育を実施するとともに、防災についての学びを生かす場として、小・中学生が地域防災訓練に参加し、地域に貢献できる学園生の姿を地域と共有する。また、スクール・コミュニティの充実に向け、地域人財や学習ボランティアの有効な活用、学校評価における学校運営の改善に向けた協議等、具体的な取組や顕著な成果を通じた広報を積極的に行い、説明責任を果たしながら、地域・家庭との連携・協働を図る。

イ 児童・生徒及び保護者対象の学園・学校評価アンケートを実施し、児童・生徒の実態や保護者・地域、コミュニティ・スクール委員の意見を学園運営に反映させることで、めざす学園生像の実現を学園一丸となって目指す。

ウ 学園・学校・家庭・地域との連携・協働により、チームとしての学園・学校体制づくりを進め、児童・生徒が多様な知識・技能や経験等をもつ地域の大人と関わりながら学び、困難な課題の解決を

- 図ることを通して、相手の考えを生かし自分の考えを広げ深める力を育む。
- エ 学園研究会を通して、各校の児童・生徒、教員、学習環境等の実態に応じた組織的な研究を日常化させて、日々の授業を「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進を図り、児童・生徒の自立した学びを支援する。
- オ 「アクションプラン」を学校・子ども・家庭・地域が共有し、役割をもって望ましい学習習慣、生活・運動習慣等の定着を図る。また、それぞれの役割における具体的なアクションを、熟議やアンケート等を通して構築していく。
- カ 児童・生徒の交流活動を通して、学園生の一体感を図るとともに、相手意識・目的意識を明確にした主体的・対話的な学びの場や学習意欲を高める機会をつくり、伝え合う力を高め、自分も相手も大切にすることを育む（小学校高学年スマイルフェスタ、全学年による小・小交流、学校行事の相互見学、中学校体験、学園あいさつ運動、児童会・生徒会交流、中学生行事サポート、四中ギャラリーを通じた作品交流、3校の学習成果物等の交流等）。
- キ 教職員の相互理解と相互協力をより深いものにし、学園の教職員としての意識を高め、学園組織の取組の改善を図りながら、全教職員で学園生を指導し育成する。また、相互乗り入れ授業における小・中教員の専門性の効果的な活用をはじめ、様々な交流活動等を通じて、学園の教職員と児童・生徒との関係づくりを進める。
- ク 「いじめ問題」の根絶や体罰防止については、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」及び各校の「いじめ防止基本方針」、「体罰行為のガイドライン」等に基づき迅速かつ組織的に対応する。いじめ防止に向けた取組について、家庭・地域、コミュニティ・スクール委員会と課題や目標を共有しながら、3校が緊密に情報交換し、強固な連携のもとに取り組む。
- ケ 「三鷹市立学校における働き方改革プラン」を踏まえ、学園・学校の教育活動がより円滑に進むように、教職員の働き方改革を推進する。教職員が児童・生徒と十分に向き合い、意欲的に、余裕をもって学園・学校の教育活動に取り組めるよう、意識改革や校内環境の整備を図るとともに、専門スタッフ等や校支援システムを有効に活用することにより、教職員の心身の健康保持を図り、教職員が児童・生徒一人ひとりを深く丁寧に見取り、児童・生徒の居場所がある学園・学校づくりをめざす。

2 指導の重点

(1) 各教科

- ア 「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」に基づき、「三鷹中央学園小・中一貫カリキュラム」の見直しを行い、各教科において9年間で身に付けさせたい力を明確にして、他学年の指導内容とのつながりを踏まえた系統的な指導を効果的に進める。また、eライブラリや教員作成の動画、学習用タブレット端末を有効に活用する。
- イ 学力・体力に関する調査から課題を把握し、個に応じた授業を、全学年、すべての教科で進める。特に、「東京方式習熟度別指導ガイドライン（算数・数学）」、「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン（英語）」に則り、小学校第3学年からは「算数・数学」の授業で習熟度別学習、中学校第1学年からは「外国語」の授業で少人数学習を行い、個々の児童・生徒に応じた学力向上を図る。英語教育においては、小学校第1学年から「外国語（英語）活動」に取り組み、実践的コミュニケーション能力を高めながら、学習指導要領における小学校外国語活動・外国語の内容を適正に実施するとともに、教科用図書、国や都、市から配布された資料や教材・教具を活用して段階的に学習活動の充実を図る。
- また、「外国語活動・外国語・英語」「体育・保健体育」において、小・中教員の相互乗り入れ授業を行うことにより、前段階に立ち戻る学習や教科の特性を踏まえた専門的な指導の効果的な実施を図るとともに、日常の学習指導の改善につなげる。
- ウ 学校図書館を活用した調べ学習や、朝読書や読み聞かせ、図書の紹介、読書週間の取組などの読書活動をこれまで以上に充実することにより、児童・生徒の感性や思考力等を高め、言語能力の基礎を培う。

- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進するため、学習用タブレット端末等のICT活用にあたって、児童自らが活用方法やルールを考えられるようNetモラルの活用や話し合い活動等を行い、行動規範をもって取り組めるように支援していく。また、児童生徒代表者会議等を通じて、児童・生徒がより良い使い手になるためのルール作りを考え、実行していく機会を作る。
- オ 学習評価の改善に向けて、目標に準拠した評価の観点を確認し、学習指導とのPDCAサイクルを確立して、指導と評価の一体化を図る。その際、児童・生徒の多様な変容を的確にとらえるよう多面的な評価を工夫する。
- カ 生きて働く基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得、個別最適な学びの実現に向け、授業における学習ボランティアの一層の活用、放課後や長期休業中の補充的な学習の実施を進める。
- キ 小学校中・高学年で児童の実態に応じて一部教科担任制を一層推進し、授業の質を高め、複数教員による指導で児童の個性や能力の伸長を図る。

(2) 道徳

- ア 9年間の道徳教育全体計画を基に「考え、議論する道徳」を実践する。さらに、道徳授業地区公開講座等の機会を活用して、学校・家庭・地域が道徳教育についての共通理解を図り、連携して児童・生徒の道徳性を育む。
- イ 「いじめ防止年間指導計画」に基づき、「思いやり」「感謝」「友情」「信頼」等の道徳の授業といじめ防止に向けた諸活動とを効果的に関連付け、温かい人間関係を築き、いじめを防ぐために主体的に取り組むことができる資質を育む。

(3) 総合的な学習の時間

- ア 防災教育、キャリア・アントレプレナーシップ教育、ICT教育、地域学習等の課題解決に向けた横断的な学習や探究的な学習を通し、生きる力の基礎を培う。
- イ 児童・生徒が将来の進路や職業について考える「生き方・キャリア教育」を「三鷹市立小・中一貫カリキュラム(更新版)」を活用して進め、児童・生徒が自分の特性を理解し、より良い進路選択、生き方ができる力を身に付けさせる。
- ウ コミュニティ・スクール委員会、地域協力者、三鷹市防災課や家庭と連携した9年間の防災教育を計画的、系統的に行い、防災に関する意識や態度を一層高める。

(4) 特別活動

- ア 児童会活動・生徒会活動の交流を積極的に進め、「みんなが安心して過ごせる学校(学園)」づくりを児童・生徒が主体的に推進するよう指導・支援する。
- イ 行事を通じた児童間、児童・生徒間の交流を図り、学園への帰属意識を高める。また、活動を通じて、集団の一員としての自主的・実践的な態度、自己を生かす能力を育むとともに、自己肯定感・有用感の伸長を図る。
- ウ クラブ活動等が、児童・生徒自身の学校生活の楽しさや充実感につながることをめざして運営し、異年齢での好ましい人間関係の形成、自己理解や個性の伸長を図る。

(5) 特色ある教育活動

- ア 9年間を見通した防災教育を推進し、コミュニティ・スクール委員会及び地域協力者等、三鷹市防災課と協働し学園全体で防災に対する平時の備えや災害時にとるべき行動を身に付け、地域の総合的な防災力の向上に寄与していく資質・能力を系統的に育てる。地域の総合防災訓練等でその成果を発揮し啓発する。
- イ 小学校と小学校、小学校と中学校が年間を通して交流活動の充実を図る。交流活動の一環として、スマイルフェスタや中学校体験学習、中学生行事サポート、あいさつ運動、児童・生徒代表者会議を位置付ける。また、児童・生徒間のメッセージ交流や四中ギャラリー等の間接的な交流により、努力や活躍を見つけ伝えようとする心、中学生に憧れる心情などを育む。
- ウ 各校の司書教諭や学校図書館司書を中心に、学園における学校図書館の連携事業を行うとともに、

年間を通して、朝読書に取り組み、読書に親しむ態度を養う。

エ コミュニティ・スクール委員会と協働した合同研修会（100人熟議）を行い、地域と学校とが共通の目標に向かって協議する場を設定する。

オ 「アクションプラン」を多方面に周知、活用していくことで、学校・子ども・家庭・地域が行動目標を共有しながら、望ましい学習習慣や生活・運動習慣を身に付けることができるように取組を推進する。

カ 保護者・地域に学園や学校の教育活動に対する理解を深めてもらうため、学園の取組や成果について、学園ホームページや学園だよりはもちろん、学校・学年だよりなどを活用して、児童・生徒の具体的な姿や変容を紹介する。また、学校だよりに学園及び各校の短信欄を設け、学園内各校の取組を毎月発信する。

(6) 生活指導

ア 保護者・地域との連携を図りながら小・中で一貫した生活指導の指導体制を整え、9年間の系統的な指導計画のもと、基本的な生活習慣を身に付け、時・場所・状況に応じて適切に判断して自律的に行動できる児童・生徒を育てる。

イ 学園組織の生活指導委員会を中心に、小・中学校の教員が日常的に情報交換をして課題に対応し、必要に応じて他の委員会と連携しながら、生活指導の充実を図る。また、問題行動や自殺等の防止に向け、「SOSの出し方に関する教育」等の資料を活用し、児童・生徒に自らSOSを出せる力を付けるとともに、学校・家庭・地域が連携して児童・生徒から出されたSOSのサインを捉えることができるようにする。

ウ 安全指導を徹底し、「安全教育プログラム」を活用しながら、児童・生徒の防犯、防災意識の高揚を図る。特に中学生は、発災時には地域を支える役割を担う存在として、実践力の向上をめざす。

エ 薬物乱用防止教室やセーフティ教室の9年間の位置付けを明確にして実施し、保護者・地域と連携して健康・安全教育を進める。特に、学習用タブレット端末等の情報機器の使い方やルール、モラル等の指導については、家庭・地域と連携して、児童・生徒自らが適切に情報機器の活用方法やルールを考え、行動していけるよう、計画的な指導を進める。

オ 「いじめ問題」の根絶については、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえ、各校の「いじめ防止基本方針」を基に、コミュニティ・スクール委員会と連携を図りながら取り組む。児童・生徒がいじめ防止に向けて主体的に取り組むことができる姿勢を育むとともにSNSでのトラブルに対する意識の向上を図る。具体的な対応については、「学校いじめ対策委員会」を中核として組織的に適切、且つ迅速に行う。また、いじめの正しい定義に基づいて教職員の敏感な感覚を醸成する。

カ 登校支援シートを活用し、児童・生徒の状況や対応の進捗を全校で確かめながら、長期欠席・不登校の状況を改善するとともに、適応支援教室等の関係機関と連携し、効果的な対応方法を工夫する。

また、学習用タブレット端末を活用し、長期欠席・不登校児童・生徒の学習を保障する。

キ 全ての教職員が「児童の権利に関する条例」の四つの原則を理解し、教職員・関係機関・地域の人々が連携・協働できる組織を構築していく。特に、児童・生徒の意見を表明する権利を尊重し、意見を聞く機会を意図的・計画的に設定していく。

(7) 生き方・進路指導

ア キャリア・アントレプレナーシップ教育の考え方を生かして、自己有用感を育む生き方・キャリア教育の指導を行う。9年間の流れを踏まえ、各学年の指導計画を作成するとともに、キャリア・パスポートを活用し、小・中9年間で計画的・系統的なキャリア教育を行い、児童・生徒に、望ましい人間関係を築く力、夢や目標をもち課題に対応して生きる力、自己理解や自己受容のもと自己の生き方を追究する力、社会に貢献する態度を育成する。

イ 将来の進路や職業について考え、将来を設計していく能力を育てるために豊かな体験活動の充実を図る。問題を明確化し、PDCAサイクルに基づいた取組を行う。

(8) その他

ア 誰一人取り残さない一人ひとりを大切にする教育の実現に向けて

デジタル技術を適切に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進を教職員・保護者・地域等が連携して学園全体で進めていく。また、学園研究を通して、児童・生徒の自立した学びに向けて、児童・生徒の実態に即した最適な指導・支援の方法を追究していく。

イ 教育支援への取組

(ア)「三鷹市教育支援プラン2022(第2次改定)」に基づき、児童・生徒がそれぞれの教育ニーズに応じた適切な指導が受けられるよう、各校の校内体制を整備するとともに、3校の教育支援コーディネーターを中心として、学園の委員会を組織し、学園として教育支援を推進する。個別の教育支援計画や個別指導計画等の書式を3校共通とし、小・小及び小・中の連絡を密にとる。また、児童・生徒の実態や家庭のニーズに応じて、教育支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を行う。

(イ)ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、すべての児童・生徒にとって分かりやすい指導内容や教員の働きかけ方、効果的な学習環境の整備等を推進する。

(ウ)「三鷹市校内通級教室実施要領」に基づき、校内通級教室の適切な実施を推進する。

ウ 三鷹市教育課題研究協力校事業の取組

(ア)研究主題の「児童・生徒の自立した学びを目指して」～児童・生徒一人ひとりの学びに着目した授業改善に向けて、児童・生徒の実態を的確に把握し、より最適な指導・支援の方法を追究していく。

(イ)令和6年11月29日に研究発表に向けて、学園で共通理解を図り、計画的に進めていく。